

米海兵隊員による強制的性交等致傷事件に関する意見書

令和3年10月、女性に性的暴行を加えようとしけがを負わせたとして、同年12月に那覇地方検察庁が米海兵隊員を強制的性交等致傷罪で起訴していたことが明らかとなった。

今回の事件は、県民に大きな衝撃と不安を与えるとともに、被害者への肉体的、精神的な苦痛を与えるだけではなく、人間としての尊厳をじゅうりんするものであり、断じて許されるものではない。

本県議会は、事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう強く申し入れてきており、昨年1月と8月に発生した同様な事件に対しても意見書・抗議決議を可決し、再発防止を厳重に訴えたばかりである。

それにもかかわらず、またしてもこのような凶悪事件が発生したことは、米軍における人権教育への取組や隊員の管理体制が機能していないと言わざるを得ず、激しい憤りを禁じ得ない。

よって本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償並びに丁寧な精神的ケアを行うこと。
- 2 米軍人・軍属等の綱紀粛正の徹底と、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を策定し県民に示すこと。
- 3 「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキング・チーム(CWT)」の在り方を含め、即応性のある実務者協議の場を設けること。
- 4 日米合同委員会合意に基づき、起訴前の身柄引渡しに適切に対応すること。
- 5 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年5月13日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
防 衛 大 臣
内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)

} 宛て